

事業番号・事業名	照会内容	回答
給付対象		
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	支給対象機関について、「薬局」の従事者は、当該慰労金の支給対象になりますか？ この場合、「院外薬局」と「院内薬局（薬剤部）」の別がありますが、支給対象の取り扱いに違いがありますか？	院外は対象外、院内は患者と接する等の要件を満たせば対象となります。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	【支給対象】派遣・委託以外の従業員（院内ボランティア） 派遣や委託契約でなければ、外来案内などを行う院内ボランティアも患者と接する可能性が高いが、慰労金の対象外と考えてよいか。	ボランティアは対象外となります。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	「新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された重点医療機関、感染症指定医療機関、その他の都道府県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関」には、本県が独自に指定している、精神科、透析、難病などの患者がコロナ陽性の場合に受け入れる医療機関も含まれると解してよいか。	含まれる。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	診療所に歯科診療所は含まれるのか。	含まれる。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	医科大学事務局を本務とし、医科大学附属病院事務局を兼務する事務職員が、実際に患者と接する場合は支給対象となるか。	個別の事例にお答えするのは難しいが、「患者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている医療従事者や職員であれば対象となります。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	<<給付金額について①>> ・6月16日付け実施要綱（医政発0616第1号）によると、帰国者・接触者外来設置医療機関における、勤務日数の対象期間の始期は、都道府県から役割を設定された日（12ページ中段）とされているが、当該都道府県における感染症患者1例目発生日（A）が、役割を設定された日（B）よりも早い場合、AからBまでの期間のみ10日以上勤務した医療従事者等への給付額は、役割が設定されていない医療機関等の医療従事者等への給付額5万円と同額という理解でよいか伺いたい。	お示しいただいた事例の場合は、帰国者・接触者外来設置の役割を都道府県から設置された日を「受入日」と読み替え、AとBのいずれか早い日のほうをもって始期とします。帰国者・接触者外来を設置する医療機関において、実際に初めて新型コロナ患者（疑い例を含む）に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者等は、10万円の給付となります。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	県から役割を設定されていない医療機関においても、新型コロナウイルス入院患者を受け入れた場合には20万とされているが、役割を設定されていない医療機関の以下の事例の場合は20万の対象となるのか ①当該医療機関に入院した患者が入院後に新型コロナ患者と判明（当該医療機関でPCR検査実施）し、判明後すぐに別の県から役割を設定された医療機関に転院した場合 ②別疾患で過去に入院した者が、転院後に新型コロナ患者であったことが判明した場合 ③通院していた者（コロナの有症状期間に受診）が、別の医療機関の検査で新型コロナ患者であったことが判明した場合 ④帰国者接触者外来ではない医療機関において、保健所の依頼でPCR検体採取を行い陽性だった場合及び陰性だった場合 ⑤当該医療機関職員が新型コロナ患者であった場合	・①～③及び⑤は、陽性判明後の患者に対する入院診療を行ったといえないのであれば20万円の対象となりません。 ・④は、都道府県から役割を設定された帰国者・接触者外来又は都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された地域外来・検査センターといえないのであれば20万円の対象となりません。

17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	<p>宿泊療養施設で事業所管課担当として開設準備や運営支援等に当たった行政職員（軽症者等と接触無）については、慰労金の「対象外」とした場合、それ以外の自治体職員で、所管課から依頼を受け当該業務に「応援」として一時的に従事した以下の職員はどこまで対象になるか。また、自治体職員の場合、仮に対象となると、危険手当との関係はどうなるか（危険手当を補填する財源と考えるのか）。</p> <p>①県立・市立病院の医師・看護師（軽症者と接触有り） ②知事部局・市長部局に配属されている職員（事務職・技術職）が一時的な応援職員として宿泊療養施設に派遣されて従事した場合（軽症者と接触無し） ③医療・看護系の県立学校の看護師（軽症者と接触有り） ※たとえばホテル事業を所管する所属の任命権者との関係など、わかりやすい指標があればご教示願いたい。</p>	<p>実態に即して要件を満たすか判断する必要がありますが、都道府県等からの要請や委託を受けて業務に従事したという前提のもとで、①は対象、②は接する業務に従事していないということであれば対象外、③は対象と考えます。 慰労金は賃金ではないため、自治体職員の危険手当の財源とはなりません。</p>
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	<p>・歯科診療所に勤務する者が、20万円の給付対象となる「患者に対する入院診療等を行った医療機関」に該当する場合はあるか、あるとすればどのようなケースか、具体的に御教示いただきたい。</p>	<p>歯科診療所に勤務する者が他の役割を設定された医療機関に応援に行き患者と接する業務に従事した場合など。</p>
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	<p><法人が医療機関と同一である看護学校の教員について> ○看護学校勤務であるが、医療機関に派遣され、来院者の体温測定等業務を行う教員等については、支給の対象となるか。</p>	<p>10日以上勤務要件等を満たせば対象となります。</p>
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	<p>令和2年6月16日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」の5ページ、6ページ目「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」にある「診療等」と「入院診療等」は具体的に何が違うのか？</p>	<p>いずれも基本的に入院を伴う診療を想定しております。</p>
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	<p><医療機関勤務以外の県職員について> ○県が医師会委託を行っているPCR検査センター（ドラブスルー）に派遣され、PPE着用の上で患者の誘導や検体搬送、医師等の補助業務を行った事務職員（県職員）は、対象となるか。 例）○患者に接しはしないが、患者の検体を病院から検査機関等へ運ぶ職員について、慰労金の対象となるか？</p>	<p>患者の誘導等を行う場合、10日以上勤務要件等を満たせば対象となります。 患者に接することがないということであれば対象外。</p>
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	<p>「都道府県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受け入れを割り当てた医療機関(実施要綱の3（17）エ（イ）③）」の具体的な基準について御教示願いたい。例えば、受入可能性のある全病院に対して県が発出する病床確保の依頼文を受けた場合や、県が実施する可能確保病床数の調査に対し、病床確保が可能と回答しただけの医療機関は対象外、県から入院受入や病床確保を具体的に依頼した場合には対象となるという取り扱いで良いか。</p>	<p>ご質問の取り扱いで問題ありません。</p>
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	<p>支給額の別（20万円、10万円、5万円）について、「実際に、新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関等である場合は20万円」と説明があったが、診療等の行為の定義や医療機関等の範囲はどうなるのか？（混乱を生ずるので明確に示していただきたい。また、支給対象機関の別、業種や業務内容の別などを整理して示していただきたい。</p>	<p>「実際に、新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関等である場合は20万円」については、都道府県からコロナ感染症患者対応医療機関として役割は与えられていないが、院内でクラスターが発生し、結果的に入院患者治療に対応した場合を念頭においています。 支給対象の考え方については、実施要綱及び事務連絡、Q&A（事務連絡）等で一定お示ししているところです。</p>

17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	<p>《帰国者・接触者外来設置医療機関について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該医療機関において、帰国者・接触者外来設置日（A）が、当該都道府県における感染症患者1例目発生日（B）より早い場合、Aの日付が対象期間の始期と捉えてよいか伺いたい。 ・逆に、AがBより後の日付の場合、Bの日付が対象期間の始期と捉えてよいか伺いたい。その場合、BからAまでの期間しか勤務していない対象者の給付額を伺いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・貴見の通り。 ・貴見の通り。10万円。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	<p>医科大学事務局を本務とする者が、業務上、医科大学附属病院内を通行するなど、患者と動線が接する場合は支給対象となるか。</p>	<p>個別の事例にお答えするのは難しいが、「患者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている医療従事者や職員であれば対象となります。</p>
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	<p>【ホテル宿泊療養関係】ホテル宿泊療養に従事する以下①～⑦について、どこまで慰労金の対象になるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①宿泊療養施設で、PCR検査や対面での健康観察等を行った、派遣や委託による民間医師及び看護師（軽症者等と接触有） ②宿泊療養施設で、生活支援や清掃等にあたった、ホテル従業員（軽症者等と接触は基本的にはないが、軽症者の退所時の対面での業務や退所直後の居室等の清掃などに従事） ③宿泊療養施設へは行かず、オンコール対応で待機した民間医師 ④宿泊療養施設で、電話で健康観察を行った民間看護師（軽症者等と接触無） ⑤宿泊療養施設で、電話で健康観察を行った行政保健師（軽症者等と接触無） ⑥宿泊療養施設で、レッドゾーンにおいて配膳等の生活支援を行った行政職員（軽症者等と接触無） ⑦宿泊療養施設で事業所管課担当として開設準備や運営支援等に当たった行政職員（軽症者等と接触無） 	<p>いただいた文章からは、①は対象、②～⑦は基本的に対象とならないケースと考えられますが、都道府県、政令市及び特別区からの依頼又は委託等により、軽症者等と接する業務に従事するか否かでご判断ください。</p>
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	<p>本府職員について、本庁との連絡等の目的で軽症者の宿泊療養施設に滞在する場合は慰労金の支給対象となるのか。</p>	<p>軽症者等と接する業務に従事するか否か実態に即した判断が必要です。</p>
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	<p>支給対象として定義されている、都道府県から役割を設定された医療機関や、都道府県が入院受入を割り当てた医療機関について、実際に本院が患者を受け入れた場合であっても、本院だけではなく、遠く離れた分院等も含めた当該医療法人全体の職員全員が20万円の対象となるという考え方で良いか。</p>	<p>医療機関単位での判断になります。具体的には、保険医療機関コードが違う場合は別の医療機関として扱います。</p>
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	<p>・宿泊療養施設において、新型コロナ患者に対する業務等を行う職員に対しては20万円が給付されるが、患者と電話のみで対応する医師は対象となるのか。</p>	<p>対象となりません</p>
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	<p>【支給対象について】 複数要件に該当する者の証明 都道府県から役割を設定されていない病院・診療所に勤務しているが、検査センター（ドライブスルー）や軽症者宿泊療養施設に応援等で勤務した医師・看護師・事務職員がいる場合、申請は所属する医療機関から行えばよいか。その場合、1つの医療機関で20万円の要件の者と5万円の要件の者が混在することになるが、検査センター等での勤務履歴について何らかの証明を得る必要があるか。（どのように20万円該当者であることを確認すればよいか。）</p>	<p>ご所属の医療機関でお願いします。地域外来・検査センター等での勤務証明等を得ていただくことを想定しています。</p>
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	<p>新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱3(17)エ④にある「入院診療等」とは具体的に何を指すのか。例えば、外来診療を行った医療機関（病院及び診療所）も含むのか。</p>	<p>外来診療を行った医療機関は対象とならない。</p>

17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	所属病院から新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当が支給されている場合でも、公務員に慰労金の支給は可能か。	可能です。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	帰国者・接触者外来を設置する医療機関の場合、「都道府県から当該役割を設定された日」とありますが、帰国者・接触者外来の開設日と捉えてよろしいでしょうか。	貴見の通り。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	A患者の陽性判定が出た日が5月10日だと仮定して、5月9日以前にAが発熱等により診療所等を受診していた場合、当該診療所等の医療従事者は20万円支給となるのか。	当該診療所等が都道府県から役割を与えられていない医療機関であるという前提においては、当該診療所等の医療従事者は5万円の支給対象となるものと考えられる。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	【給付対象・要件】 実施要綱P12で「年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない」とあるが、土・日・祝日や、勤務シフト上で休みとなっている日も勤務日に算入しないのか。	勤務実態がない日は算入しません。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	6月30日現在で10日間の勤務日数に満たない場合は、経過措置はあるのか（例：6月29日から勤務を開始し、コロナウイルス感染症患者の対応をした職員）	経過措置はありません。
申請関係		
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	医療機関によっては、代理受領をして職員等へ給付する事務について、事務費の請求ができるとしても敬遠するところも生じることが想定される。（実際に医療機関から慰労金の問い合わせであった内容。） そのような場合、申請は医療機関が取りまとめて行い、慰労金給付は県が行うことは可能か。それとも、個人による申請となるのか。	原則は医療機関を経由した給付となります。それ以外は個人申請となるものと考えております。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	慰労金（介護等も含む）については、1人につき1回の支給となっている。都道府県をまたいで勤務していた場合、それぞれの都道府県で申請されることが想定され、重複支給しないようチェックする手段が難しいと思われる。チェックする方法をご教示いただきたい。	申請に当たり、二重に申請を行わないこと、虚偽の申請を行った場合不当利得として返還することを確認・宣誓していただくこととしています。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	自治体病院において、仮に代理受領を行うこととなれば、慰労金の支給根拠となる例規の制定等の措置は必要なのか。	当該自治体病院の取扱いは定かではないが、必要な措置であれば対応願いたい。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	【慰労金の支給事務】国公立病院への支給 実施通知において「国立・公立で予算措置等の関係から代理受領が行えない医療機関等」について例外的に都道府県が個人に支給することが示唆されているが、国公立病院であっても歳計外現金で受払処理をすれば、国保連から医療機関に支給し、医療機関が職員に支給することも可能ではないか。（委託業者にも支給する場合、都道府県で処理する件数が増大する可能性が高い。）	総務省において、公営企業が慰労金の代理受領・交付を行う場合には、予算・決算に計上が必要と整理され、別途QAが送付されました。このため、速やかに補正予算措置を行うことができず、医療機関で代理受領・給付を行う方法によることができない場合には、都道府県から個人に給付を行っていただきますようお願いいたします。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	国立・公立で予算措置の関係から代理受領が行えないとあるが、会計を通さず単純に慰労金用の口座を作って、そこから支給すればいいと考えているが、それはできないのか。	医療機関に対して新規に口座を設けることを指示することはできないと考えます。

17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	業務委託受託者の労働者として医療機関で勤務しているものも、医療機関がとりまとめて申請になるか。給与を直接支払いしていないため、協力がもらえないと考えられる	派遣・委託業者職員についても、勤務している医療機関から申請することを想定している。また、振込手数料については実費を交付する予定であるが、医療機関から都道府県に対する慰労金交付申請時に手数料として見込まれる金額を概算請求いただくことを想定している。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	個人申請について、勤務実態があったにもかかわらず、医療機関が自身の主義・思想等により勤務証明を発行しない場合、他の代替資料で審査をするのか？	まずは当該医療機関等に対して協力を求めることが考えられる。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	個人申請について、勤務実態があったにもかかわらず、医療機関が自身の主義・思想等により勤務証明を発行しない場合、発行するよう行政から要請、指導、命令等を行うのか？	まずは当該医療機関等に対して協力を求めることが考えられる。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	個人申請にあたり、医療機関は勤務証明を発行する際に個人から手数料を徴してよいのか？また、仮に手数料を要した場合、個人は当該手数料を申請金額に含めてよいのか？	証明書発行に際して一般に手数料を徴収している場合は、医療機関のルールに則り対応いただくものと考えられる。個人が当該手数料を申請金額に含めることはできない。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	【支給対象】訪問看護ステーション 訪問看護ステーション職員については、医療分と介護分で重複する可能性が考えられるが、どのようにすみわけすればよいか。	どちらかから申請いただくことが可能です。（重複給付は認められません）
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	国公立病院に勤務する公務員も対象となるか。 申請様式（案）において、「国が設置する医療機関若しくは自治体病院である」というチェック欄を設けている意図は何か。	国公立病院に勤務する公務員も対象となる。 速やかに補正予算措置を行うことができず、医療機関で代理受領・給付を行う方法によることができない場合に都道府県から個人に給付を行うことを想定して、ご指摘の欄を設けている。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	申請書の様式について、職区分（医師、看護師等）のほか、例えば医師登録番号を記載させるなど、二重取りを防ぐ抑止力になる項目を設けるほか、今後の統計作業に活かせるようなフォーマットの検討をしているのか？	申請に当たり、二重に申請を行わないこと、虚偽の申請を行った場合不当利得として返還することを確認・宣誓していただくこととしています。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	従事者から、医療機関からの申請内容に自身が申請者として含まれているか照会があった場合、回答してよいのか？	各都道府県の個人情報保護に関するルールに従い、対応いただきたい。 なお、医療機関が代理申請を行うに当たって、従事者から委任状を得ることとしています。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	居住地と勤務医療機関が都道府県をまたぐ医療従事者で、すでに医療機関を退職している個人が申請する場合は、勤務医療機関の所在地か居住地どちらの都道府県で申請すべきか。	医療機関の所在する都道府県を通じて申請することとしています。
事務手数料		
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	【交付金対象経費】口座振込手数料 医療機関が職員等に振り込む口座振込手数料について、交付金の対象となるとのことだが、別紙1-3実施計画において、事務経費に計上すればよいのか。	貴見のとおり
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	医療機関等から職員へ支給された実績をどのように確認するのか。	・精算書類として対象者への振込が分かる書類を提出頂きます。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	申請に際し医療機関にかなりの事務量が発生することが予想される。振込手数料の他に医療機関に対する申請に係る経費の補助はあるのか。	医療機関における事務費は振り込み手数料のみを想定しています。

医療従事者への給付		
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	慰労金は非課税所得に該当し、給付の際の源泉徴収も、本人の確定申告も不要と解してよろしいか。	貴見の通り
その他		
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	対象期間中では「その他医療機関」であるが、今後第2波等対応により、「対象医療機関」となった場合、追加的な慰労金の給付を想定しているのか。	想定しておりません。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	医療機関から職員に交付するまでの間に利子が発生した場合の取り扱いはどうなるのか	返還を求めることは考えていないが、医療従事者等への速やかな交付にご協力いただく必要があると考えます。
17_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	○医療機関勤務ではない保健所職員が、患者の自宅等でPCR検査のための検体採取を行った場合は、対象となるか。 またその場合、接触者外来又はPCR検査センターと同等の支給条件となるか。	保健所の行政機関としての業務に従事する保健所職員は対象外となります。なお、保健所で地域外来・検査センターを行っている場合には、当該業務に着目し、対象となります。